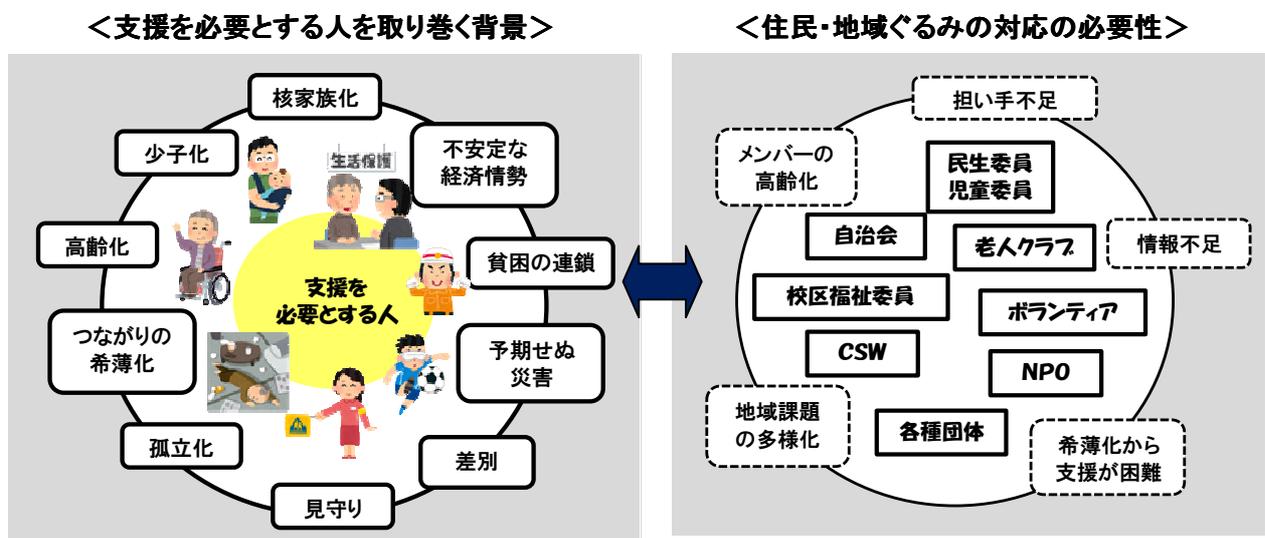


(参考)地域福祉計画を取り巻く状況

江別市では、平成 17(2005)年度に地域福祉活動を推進するための方向性を示した「江別市地域福祉計画」を策定しました。また、これまで取り組んできた施策・事業について評価・検証を行うとともに、市が実施したアンケート調査結果を踏まえながら、平成 22(2010)年度には「第2期江別市地域福祉計画」、平成 27(2015)年度には「第3期江別市地域福祉計画」を策定しました。

「第3期江別市地域福祉計画」策定以降も、少子高齢化は一層進行し、ひとり暮らし世帯の増加がみられるとともに、人々の価値観、ライフスタイルの多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化し、相談支援体制の総合的な強化の必要性、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった課題が明らかになってきました。



一方で、多様化する地域生活課題に対し様々な法改正が行われ、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しつつあります。

- ✓「災害対策基本法等の一部を改正する法律」による災害対策基本法の一部改正
- ✓「生活困窮者自立支援法」の施行
- ✓「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行
- ✓「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行
- ✓「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行
- ✓「子ども・子育て支援新制度」の本格実施

これらの背景を受けて

「地域共生社会の実現」

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に関連して「社会福祉法」が改正されました。

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や制度の狭間の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざすなどの方向性が示されました。

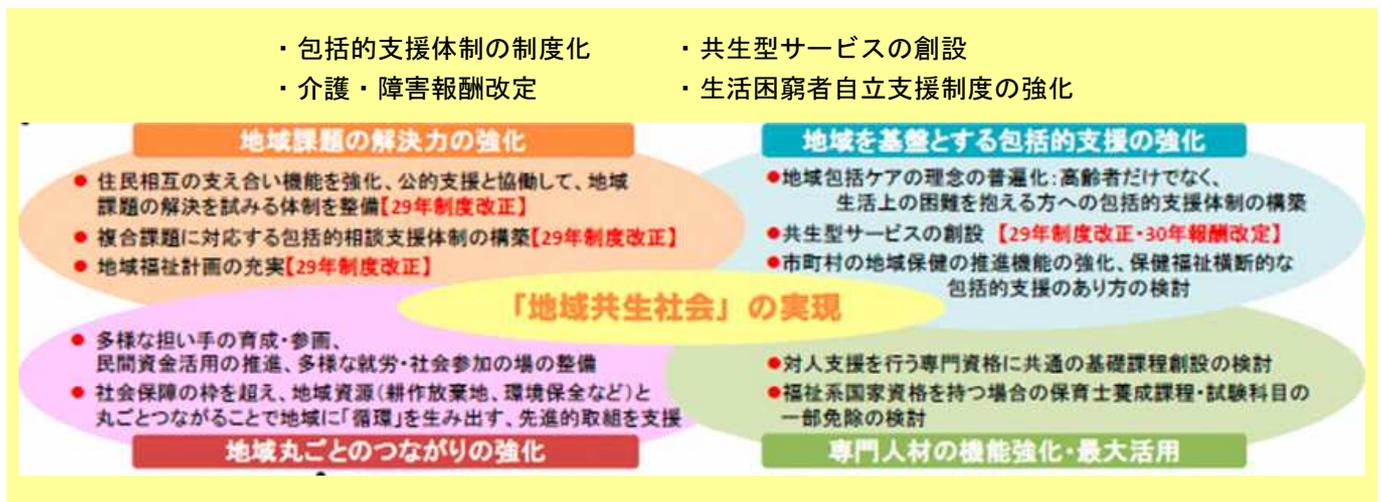
それを受け、高齢者の生活支援を目的とした「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、子どもや障がいのある人も含めた地域生活課題を抱える全ての人々に対して、包括的な支援体制の整備が必要となりました。

このような背景を踏まえ、市でのこれまでの取組の成果や残された課題を整理し、さまざまな人々によるつながりと支え合い、市民・地域・社協・行政などの協働による取組など、本市における地域福祉を推進するための新たな方向性を示すため、「第4期江別市地域福祉計画」を策定します。

<地域福祉に関連する主な法改正等>

(和暦) (西暦)	主な法改正等
平成 25 年 (2013 年)	災害対策基本法の一部改正 (法律第 54 号)
	生活困窮者自立支援法の成立 (法律第 105 号)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立 (法律第 64 号)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 (法律第 65 号)
平成 28 年 (2016 年)	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (法律第 29 号)
	ニッポン一億総活躍プラン (地域共生社会の実現) の閣議決定
平成 29 年 (2017 年)	「地域共生社会」の現実に向けて (当面の改革工程) 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立 (法律第 52 号)
平成 30 年 (2018 年)	「改正社会福祉法」の施行

<地域共生社会の実現に向けて(抜粋)>



1 新たな法制度の概要について

(1)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

成立期日

平成 29 年 5 月 26 日

施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(2)生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
※自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

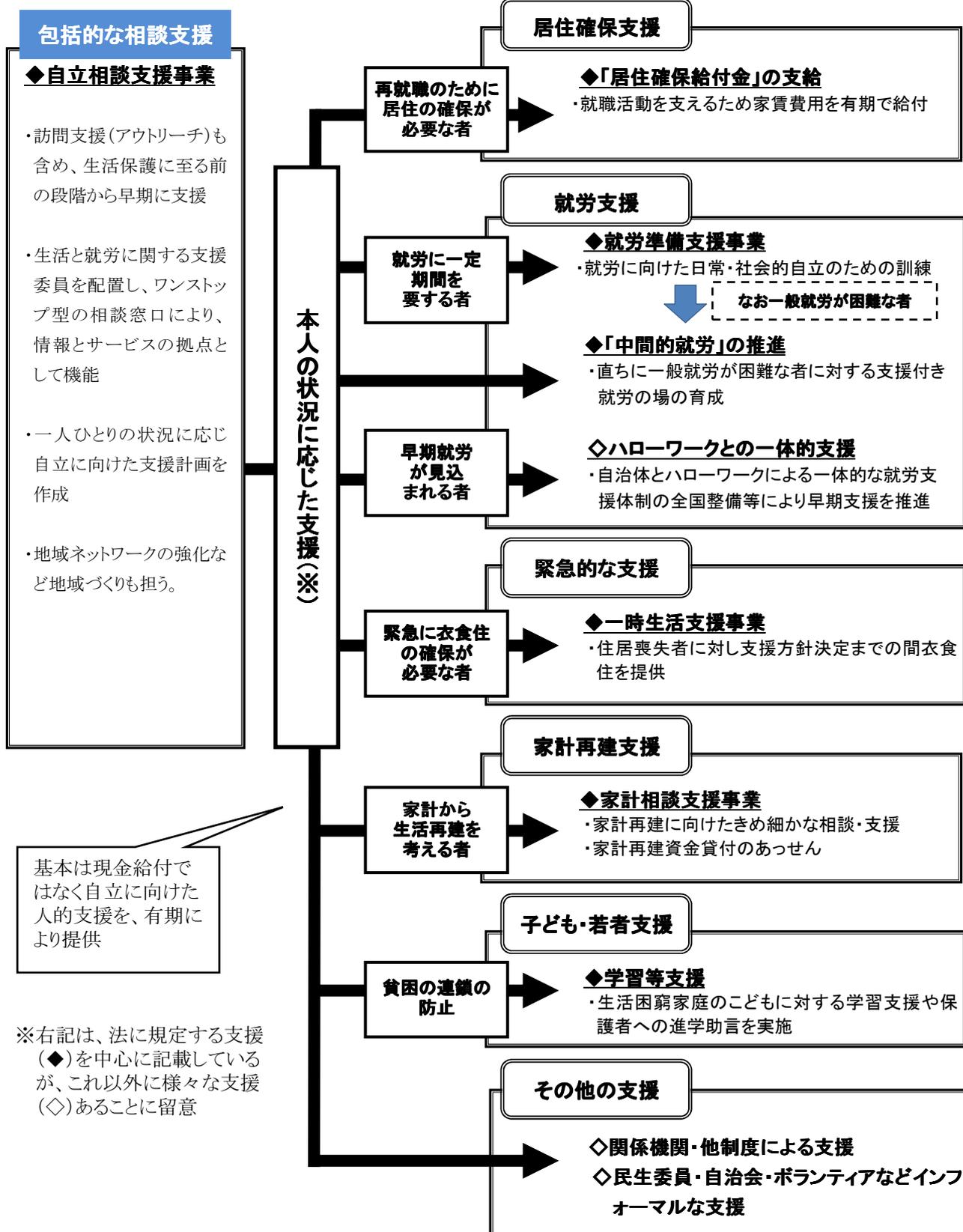
3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

新たな生活困窮者自立支援制度



[出典:厚生労働省「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(H26.4.24・25)」配布資料を加工して作成]

(3)災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正について

背景

各市町村において、災害時要援護者対策の取組が進められてきたが、東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。

こうした教訓を踏まえ、「避難行動要支援者名簿」を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、下欄の事項が定められた。

法律の概要

避難行動要支援者の避難行動支援

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、市町村はその作成に際し必要な個人情報を利用できる。
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供する。
- 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- 避難行動要支援者名簿の情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずる。
- 内閣府では、市町村が実施する避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定。

避難行動要支援者の支援体制のイメージ



施行期日

平成26年4月1日

(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の改正について

背景

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

法律の概要

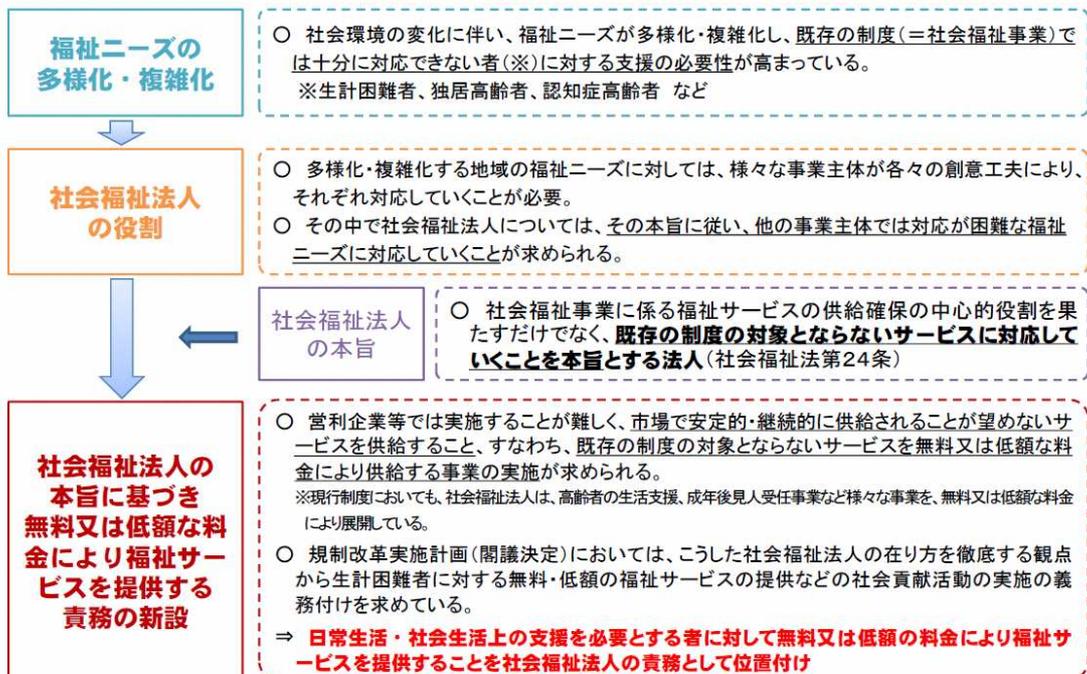
社会福祉法人制度の改革

- ①経営組織の在り方の見直し(ガバナンスの強化)
- ②事業運営の透明性の向上
- ③適正かつ公正な支出管理(財務規律の強化)
- ④地域における公益的な取組を実施する責務
- ⑤内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下
- ⑥行政の関与の在り方

福祉人材の確保の促進

- ①介護人材確保に向けた取組の拡大
- ②福祉人材センターの機能強化
- ③介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
- ④社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

地域における公益的な取組を実施する責務について



施行期日

平成 29 年 4 月 1 日(一部は平成 28 年4月1日)

(5)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(通称「障害者差別解消法」)について

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

法律の概要

1. 「差別的取扱い」の禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないものとされています。

2. 合理的配慮不提供の禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとされています。

3. 具体的な対応

(1) ガイドライン(対応要領・対応指針)の策定

- ①行政機関等の職員のための対応要領の策定
- ②事業者のための対応指針の策定

(2) 事業主による差別解消の推進のための措置

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(1960(昭和35)年法律第123号)によることとされています。

(3) 環境の整備

行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければなりません。

4. 実効性の確保

各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができるとされました。これに従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料が課されます。

施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

2 今後の地域福祉について

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部
平成29年2月7日資料

「地域共生社会」の実現に向けて(一部抜粋)

①「地域共生社会」の実現が求められる背景

戦後、高度成長期を経て今日に至るまで、工業化に伴う人々の都市部への移動、個人主義化や核家族化、共働き世帯の増加などの社会の変化の過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まってきた。これに応える形で、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定し、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきた。

②「縦割り」の限界を克服する必要性

昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度の下で、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。さらに、急速な人口減少が進んでおり、地域によっては、利用者数が減少し、専門人材の確保が困難になることで、対象者ごとに公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなっている。地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要となっている。これが、公的支援のあり方を『縦割り』から『丸ごと』へと転換する改革が必要な背景である。

③「つながり」の再構築の必要性

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりは弱まっている。また、高齢化や生涯未婚率の上昇により、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより、家庭の機能の低下も生じている。さらに、会社への帰属意識が低下し、職場での人間関係も希薄化する傾向にある。このような日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化している。

今後、高齢化により、より多くの人の生活の中心が職場から地域に移っていく。人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、地域において、住民がつながり支え合う取組を育てていくことが必要となっている。このようなつながりのある地域をつくる取組は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す。これが、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへと転換していく改革が必要な背景である。

④「地域共生社会」の目指すもの

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていく。予算による対応に加え、本年の介護保険制度の見直し、平成 30 年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには、平成 30 年度に予定される生活困窮者自立支援制度の見直しなど、2020 年代初頭の全面展開を目指し改革を実行していく。